



豊田自動織機社長メッセージ

豊田自動織機グループで共に働く皆さんへ

豊田自動織機グループは、創業の精神である「豊田綱領」のもと、よりよい社会の実現に視線を置き、常に住みよい地球と豊かな生活、そして温かい社会づくりに貢献できる商品やサービスの提供に努め、我々自身も持続的に成長することをめざしています。

そのために、豊田自動織機グループで働く一人ひとりは、豊田綱領の「上下一致、至誠業務に服し、産業報国の実を挙ぐべし」の精神のもと、法規、社内規則、倫理や社会的規範を順守し、誠実に事業活動を行うことが必要です。

この行動規範は、私たちが豊田綱領をはじめとする豊田自動織機グループの価値観に沿ってどのように行動すべきかをまとめたものです。私たちは皆、この行動規範を日々実践し、コンプライアンスの文化を行動で示し、会社の信頼を維持する責任があります。

もしも行動規範に反する行為やそのおそれに気づいた場合、必ず立ち止まり、上司や仲間、関係部門または内部通報窓口に連絡相談するようにしましょう。連絡相談したことで不利益に取り扱われることはありません。

豊田自動織機グループの価値観と信頼を守るために、皆で力を合わせていくことを誓い合いましょう。



取締役社長 伊藤浩一

とよだこうりょう

豊田 綱 領

しょうかいっち しせいぎょうむ ふく さんぎょうほうこく じつ あ
一、上下一致、至誠業務に服し、産業報国の実を挙ぐべし

けんきゅう そうそう ところ いた つね じりゅう さき
一、研究と創造に心を致し、常に時流に先んずべし

か び いまし しつじつごうけん
一、華美を戒め、質実剛健たるべし

おんじょうゆうあい せいしん はっき かていてきびふう さっこう
一、温情友愛の精神を発揮し、家庭的美風を作興すべし

しんぶつ さんすう ほうおんかんしゃ せいかつ な
一、神仏を尊崇し、報恩感謝の生活を為すべし

コンプライアンス宣言

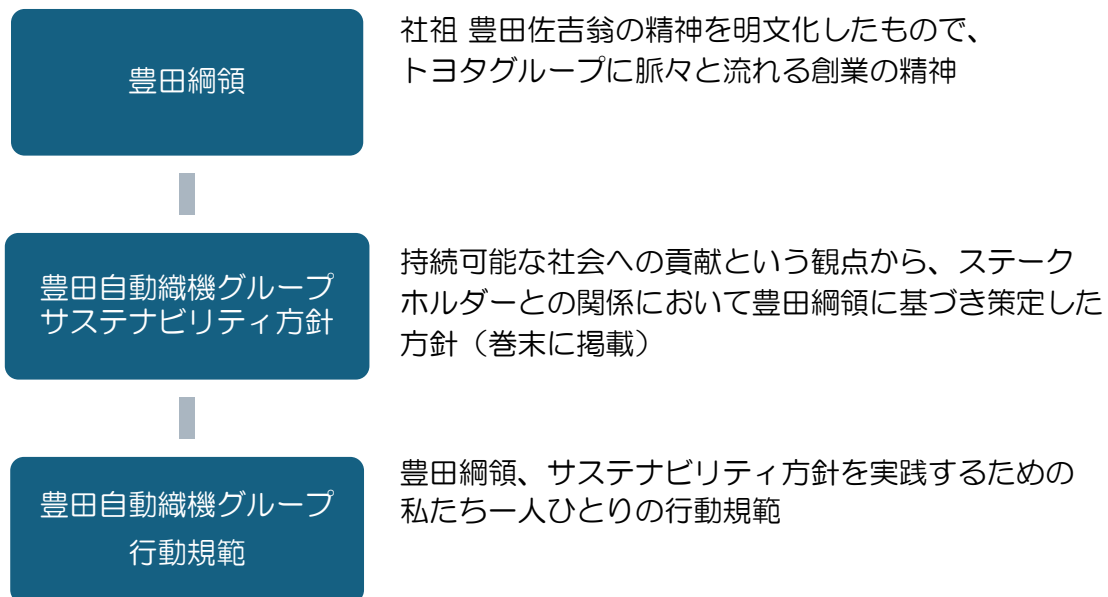
豊田自動織機グループに働く一人ひとは
社是の精神のもと
コンプライアンス順守を全ての業務の土台とし
オープンで対等なコミュニケーションのできる
職場づくりに努め
誠実に正しい業務を正しく行います

目次

1	はじめに	4
1.1.	行動規範の位置付け	4
1.2.	対象者	4
1.3.	期待	5
1.4.	この行動規範に反する行為	7
2	コンプライアンス	8
2.1.	独占禁止法の順守	8
2.2.	贈収賄の防止	8
2.3.	経済制裁措置への対応/輸出入管理	9
2.4.	環境関連法規の順守	9
2.5.	知的財産権の尊重	10
2.6.	個人情報保護	10
2.7.	記録保管	10
2.8.	機密情報の保護	11
2.9.	インサイダー取引の防止	11
2.10.	適切な会計処理・納税	12
2.11.	会社資産の保護	12
2.12.	利益相反の回避	12
2.13.	政府当局への正確な情報提供	13
2.14.	人権の尊重	13
2.15.	リスク管理の徹底	14
3	各ステークホルダーとの関わり	15
3.1.	お客さま	15
3.2.	社員等	16
3.3.	取引先	17
3.4.	株主	18
3.5.	地域社会・グローバル社会	18
4	豊田自動織機グループサステナビリティ方針	20
4.1.	はじめに	20
4.2.	コンプライアンス	20
4.3.	人権の尊重	20
4.4.	リスク管理の徹底	20
4.5.	経営トップの役割	20
4.6.	各ステークホルダーとの関わり	20

1 はじめに

1.1. 行動規範の位置付け



1.2. 対象者

この行動規範は、豊田自動織機および豊田自動織機の連結子会社（以下、それぞれを「会社」、総称して「豊田自動織機グループ」）およびその役員^{*1}および社員等^{*2}に適用されます。また、世界中のエージェントや代理人^{*3}に対して、この行動規範に定められた原則を順守することを期待します。

地域、国、および/またはグループ会社に固有の追加の法律および要件がある場合があります。そのような要件が適用される範囲に関しては、巻末別紙 1 に記載されています。

¹ 「役員」とは、取締役、経営役員、執行職、監査役またはこれらに準ずるものをいいます。

² 「社員等」とは、正社員、契約社員、派遣社員、出向社員、その他会社の管理・監督下に置かれる者をいいます。

³ 「エージェントや代理人」とは、会社のために公務員や取引先の間に入り役務の提供を行う第三者をいいます。

1.3. 期待

1.3.1. あなたの責務

- 豊田自動織機グループを担っているとの自覚と誇りを持ち、高い倫理観に基づき、積極的に役割を果たします。
- この行動規範をよく読み、実践（全ての行動や事業活動において豊田綱領を実践することを含む）しましょう。
- この行動規範に定められた原則へのコミットメントと、それを守るための各役割をよりよく理解するために、この行動規範に関する定期的な研修や役割に応じた必要なコンプライアンス研修を適時に受講する必要があります。
- 実際に問題があるかどうかわからない場合でも、法令や会社の方針を順守できているかについて疑問を提起したり、潜在的なコンプライアンス上の懸念を表明することが期待、奨励されます。

管理・監督者は、上記に加え、以下の事項の徹底もお願いします：

- 自ら率先垂範し、部下に指導しましょう。
- チームや同僚の声に積極的に耳を傾け、何かを聞いたり、見たり、会社の価値基準やコンプライアンスの問題に悩んでいる人がいると思われる場合は、誠実に行動しましょう。
- 必要に応じ、担当部門（巻末別紙 2 参照）に相談しましょう。
- 倫理、コンプライアンス、誠実さを実践する環境を育むために、あなたのチームメンバーが必要とされる全ての研修を受講する責任があります。
- オープンな風土を醸成し、チーム学習を取り入れ、コンプライアンスと誠実さを維持するために豊田綱領を体現し、倫理的リーダーシップを発揮してください。

この行動規範の原則を日常業務において守ろうとする中で、私たちの決断と行動が、高い倫理観や誠実さを維持し、コンプライアンスを順守するというコミットメントと矛盾していないかどうかを判断する際には、以下 3 つの点を自問自答してください：

1. 自分がしていること、しようとしていることは、法令、豊田綱領、社内規則、行動規範に合致しているか？
2. 家族や友人に話しても平気か？
3. 会社の信頼を損ねることにならないか？

答えが「No」である場合、または、自信が持てない場合は、立ち止まり、上司、コンプライアンス担当部門/担当者^{*4}に相談してください。

⁴ 「コンプライアンス担当部門/担当者」とは、豊田自動織機リスク統括部、会社が指定するリージョナルコンプライアンスオフィサー(RCCO)、コンプライアンス責任者(Compliance Lead)、コンプライアンス推進者(Compliance Ambassador)をいいます。詳細は、巻末別紙 2 をご参照ください。

1.3.2.倫理的行動と法令順守（コンプライアンス）

私たちは、事業活動に適用される法令・規則等およびそれらの精神、社内規則などを順守し、各国・地域の文化・慣習・歴史を尊重しつつ、高い倫理観をもって、誠実、健全かつ公正な企業活動に努めます。

- 私たちは、自身の業務遂行にあたり、適用される法令・規則・基準・社内規則などについて常に最新かつ正確であることを確認し、これを順守します。
- 私たちは、必要に応じて外部の専門家や管轄当局などに相談し、守るべきことを明確にします。
- 私たちは、ステークホルダーからの期待・信頼を得られる誠実な行動であるか、他社の知られている事例や過去の教訓をふりかえり、常に謙虚な姿勢で考え行動します。

1.3.3.懸念の報告と処理

私たちは、チームでまたは個人で最善を尽くせない可能性がある場合に、声を上げる権限を与えられています。私たちは、法律、規制、ルール、または会社の価値基準が満たされていないことを知っている、またはそう信じる理由がある場合に、声を上げることが奨励され、期待されています。また、私たちは、同僚やその他の利害関係者が問題を特定したり、指摘したりしたときに積極的に耳を傾け、オープンに対等なコミュニケーションをすることが奨励され、期待されています。

そういった文化の中では、適用される法令、規制、方針の解釈や理解に質問や懸念がある場合に、上司、関連部門や関連するコンプライアンス部門の担当者に社員等が報告・相談ができます。これにより、会社が適切な手順に則り、コンプライアンスを順守し豊田綱領を実践することが可能となります。

私たちは皆、自分自身の行動や周囲の人の行動がこの行動規範の基準に違反する可能性があるかどうか不明な場合、いつでも助言を求め、懸念を表明しなければなりません。

私たちは、非倫理的な行為や、法令、規制、またはこの行動規範を含む会社方針に違反する可能性について、懸念や質問があれば直ちに報告します。お客さまやサプライヤーを含む取引先に対し、豊田自動織機グループの事業に関連する問題を報告するよう奨励します。

私たちは、コンプライアンスに関する質問や懸念を、上司、関連部門、コンプライアンス担当部門/担当者、または内部通報窓口で報告する必要があります。

内部通報は、法令で認められている場合、匿名でコンプライアンスに関する質問や懸念を報告することができます。報告先は、巻末別紙 2 をご参照ください。

各地域における内部通報窓口へのアクセス方法詳細は、各地域のコンプライアンス担当部門/担当者に問い合わせください。報告は必要に応じて調査されます。

私たちは、コンプライアンス上の懸念や問題を報告する人に対する報復を、その問題が立証されたか否かにかかわらず、いかなる形でも容認しません。

1.4. この行動規範に反する行為

この行動規範に反する場合、会社の就業規則その他規則に基づき解雇を含む懲戒処分を受けることがあります。当該行為を放置し、または、重大な過失で見落とした管理・監督者も会社の就業規則またはその他規則に基づき、解雇を含む懲戒処分を受けることがあります。

2 コンプライアンス

2.1. 独占禁止法の順守

基本姿勢

- 適用される独占禁止法を遵守し、公正かつ自由な取引を維持します。

＜私たちの規範となる行動＞

- 打ち合わせ・展示会・事業者団体の会合など、競合先との接触は最小限とします。
- やむを得ず接触する場合、接触時には、価格協定や市場分割やボイコットなどカルテル・談合を疑われるコミュニケーションや行動はしません。
- カルテルや談合などの場面に遭遇した場合、明確に断り、これに関与しません。
- 競合先との間で、競合製品の価格や販売・生産数量、事業計画や収益、生産能力や生産計画、新商品の開発情報などの非公開の情報交換を行いません。
- 入札参加者との間で、落札者や落札価格等についての情報交換や、それらを取り決める行為をしません。
- お客さまへの販売価格を販売店や取引先へ指示するなど、独占禁止法で禁止される不公正な取引を行いません。

2.2. 贈収賄の防止

基本姿勢

- 適用される贈収賄防止法および腐敗防止法を遵守することを約束し、公務員またはその他のビジネスパートナーに対し、直接的または間接的（エージェントや代理人などの仲介等）に、賄賂、リベート、またはその他同様の支払い（ファシリテーションペイメントを含む）を提供、約束、または行うことを禁止します。

＜私たちの規範となる行動＞

- 公務員等との間で、直接または第三者を介して間接的に、金銭・接待・贈答品などの提供、受領または要求は行いません。万一、公務員等から金銭・接待・贈答品などを求められても、決して応じません。
- 取引先やビジネスパートナーとの間で、一般的に許容される範囲を超えるような金銭・接待・贈答品などの提供・受領は行いません。
- 接待・贈答品などの提供や、受領の際は、会社規則に従って、目的・相手・金額などの面から適切な範囲内で行います。
- 私たちは商業的目的での事業にのみ従事し、商業的な対価関係に基づかない報酬や、提供されるサービスや業務内容に比べ報酬が高額であるような取引を一切行いません。

- 地域または国で適用される、贈答品、食事、接待、旅行や宿泊、および同様の特典の提供、贈与、受領に関するガイダンス、事前承認の要件または制限について、質問がある場合は、会社の法務および/またはコンプライアンス担当部門/担当者に相談することができます。
- 詳細は、[豊田自動織機グループ贈収賄防止方針](#)をご参照下さい。

2.3. 経済制裁措置への対応/輸出入管理

基本姿勢

- 私たちの商品や技術が、国際社会の平和と安全を脅かす可能性のある国や組織などに渡らないよう、国際安全保障に関するグローバル輸出管理ガイドラインに従って、適用される輸出および経済制裁関係法令を順守し、安全保障貿易管理を適切に行います。
- 輸入時は、輸入関税や消費税等の租税を正しく納付します。

＜私たちの規範となる行動＞

- 輸出においては、輸出に関して適用される法令や社内規則を順守します。
- 輸入の際は、適用される関税に関する法令に従い、正しく申告を行います。
- 適用される貿易コンプライアンスおよび経済制裁に関する法令、規制、および社内方針やルールを順守します。
- 社員等は、制裁対象または指定された個人または団体との取引を含め、貿易コンプライアンスに関する法令、規制、および社内規則で禁止されている取引を行ってはなりません。

2.4. 環境関連法規の順守

基本姿勢

- 適用される全ての環境法令、規制、基準、および社内方針を遵守します。

＜私たちの規範となる行動＞

- 環境負荷物質の排出に関する法規制等を含む、適用される全ての環境に関連する法令、規制、基準および社内方針・ルールを順守することを約束します。
- このコミットメントは、環境の持続可能性と規制順守に対する私たちの確固たる姿勢を表しています。環境関連のコンプライアンスに関する問題や懸念を認識した場合、直ちに上司および環境担当部門またはコンプライアンス担当部門/担当者に報告します。

2.5. 知的財産権の尊重

基本姿勢

- 社会の発展のため、優れた発明の創出を奨励します。
- 第三者の知的財産権を尊重し、侵害することのないよう努めます。
- 研究と創造の成果を知的財産としてグローバルに保護・活用します。

＜私たちの規範となる行動＞

- 発明・考案を速やかに届け出て、知的財産の保護をはかります。
- 第三者の知的財産権を侵害しません。
- 知的財産権を活用するときは、適用される法令や契約条件を守ります。

2.6. 個人情報保護

基本姿勢

- 個人情報は、適用される法令や社内規則に従い、適切に取得・管理・利用・提供などを行います。
- 取得した個人情報に対する不正アクセス・漏洩・紛失・改ざんなどを防止する安全措置を講じます。

＜私たちの規範となる行動＞

- 個人情報を取得する際は、その利用目的を具体的に特定し、あらかじめ本人に通知・公表します。また、その利用目的以外では利用しません。
- 法令上認められている場合や法令の要請に基づき本人の同意を得た場合を除き、個人情報を第三者に提供・開示しません。
- 本人からの問い合わせや請求があった場合には、適用される法令や規則に従って誠実に対応します。

2.7. 記録保管

基本姿勢

- データは会社資産であり、私たちは社内規則に基づき誠実に、適切に保管・使用・廃棄します。

＜私たちの規範となる行動＞

- 保管期限を設定し、保管期限の到来、または必要がなくなった時点で適切な方法で廃棄します。
- 全ての記録は正確かつ完全でなければならず、私たちは文書保管規則や要求事項がある場合はこれらを順守します。

2.8. 機密情報の保護

基本姿勢

- 私たちは、適切な機密情報の保護と管理に努めます。
- 不正な手段により、第三者が保有する機密情報を取得することを許しません。
- 情報セキュリティに関する社内規則を理解・遵守し、教育・啓発を通じて情報漏洩・サイバー事故や社員等による不正な情報漏洩の防止に努めます。

＜私たちの規範となる行動＞

- 機密情報は安全な場所に保管し、不要なアクセスを制限します。
- データの暗号化、物理的なセキュリティの強化、パスワード保護など、適切なセキュリティ対策を講じます。
- 身に覚えのない怪しいメールは開かずに相談部門へ連絡します。
- 機密情報に限らず、会社の情報は私有メールアドレスに送信しません。
- メール送信時には誤送信がないよう、宛先・CC/BCC・添付ファイルの確認を行います。
- 機密情報を社外へ持ち出す際は社内規則を順守し、紛失・漏洩・盗難がないよう適切に管理します。
- 会社構内では、社内規則に従って撮影をします。
- 関係者以外がいる場所では機密情報について話しません。
また、インターネットサイトやSNS などへは機密情報を投稿しません。
- 不要になった情報機器やアクセス権は速やかに返却します。
- 私たちは、オフィスや工場では、携帯電話やソーシャルメディアを含むその他のテクノロジーについて、使用許可を受けただうえで、責任を持って利用します。
- 個人用デバイスの使用により、生産性を妨げたり、利用規定を含め適用される社内規則に違反してはなりません。

2.9. インサイダー取引の防止

基本姿勢

- インサイダー取引防止に関する法令を遵守し、公正な証券取引を阻害するインサイダー取引を許しません。

＜私たちの規範となる行動＞

- インサイダー情報を見聞きしたり、何らかの事情で知ったりした場合は、その情報が公表されるまで、その会社の株式等を売買しません。家族や他人の名義でも行いません。また、株式の売買を勧めません。
- 業務上必要な場合を除いて、豊田自動織機グループ、取引先のインサイダー情報を、他人に口外しません。また、家族や知人にも教えません。

2.10. 適切な会計処理・納税

基本姿勢

- 経営成績および財政状態に関し、ステークホルダーに真実の情報を提供するため、一般に公正妥当と認められる企業会計基準および関係諸法令に従って、適正な経理処理を行います。
- 事業活動に適用される税務関連法令等を遵守し、適正な納税を行うことにより、社会への貢献と企業価値の維持および向上に努めます。

＜私たちの規範となる行動＞

- ステークホルダーへの正しい情報提供の土台は、各職場での正確な記録にあることを念頭におき、日々の業務情報（伝票処理やたな卸など）を、法令や社内規則に従って、正しく記録・保管します
- 研修や e-ラーニングなどの会計処理に関する教育を通じて、税務に関連する法令やルールなどを理解し、適正な納税・税務対応を行います。
- 会計・税務実務を高い水準で行います。記録の改ざんや脱税などの不正行為は固く禁じられています。全ての財務取引において、誠実さ、透明性を重視します。
- 監査中、社員等は全面的に協力し、正確で完全な情報を提供する責任があります。監査は、倫理的な会計および税務実務へのコミットメントを維持する上で重要な役割を果たします。
- 財務情報の機密性は重要です。全ての社員等は、常にデータの機密性とセキュリティを確保しなければなりません。

2.11. 会社資産の保護

基本姿勢

- 会社資産を効率的かつ適正に活用および管理し、不当、不正な目的で使用しません。

＜私たちの規範となる行動＞

- 会社の資産（製品・設備・備品・情報・知的財産など、有形・無形のもの全て）は会社の業務でのみ使用し、私的な目的で使用しません。また会社の資産の価値を損なうような不正行為（無断持出しなど）を行いません。
- 詐欺・盗難・紛失などのリスクに十分に注意し、会社資産の適正管理に取り組みます。

2.12. 利益相反の回避

基本姿勢

- 職務にあたり、個人的利益のために、会社に不利益を与えるような行為は行いません。

<私たちの規範となる行動>

- 一人ひとりが職務にあたり、会社にとって最善となるように行動しなければなりません。会社の利益を犠牲にして、自分自身や他人の利益を優先しません。
- 自らまたは家族や知人の個人的な利益と会社の利益の間に対立が生じる（利益相反）ことなどが無いよう、公私のけじめをつけます。
- 利益相反となる行為、潜在的な利益相反を引き起こす行為、また、そのように受け取られる行為は避けます。
- 個人的に関係のある者との間で、それを適切に開示せずに、雇用または監督したり、取引を行ったりしません。
- 同業他社、お客さま、取引先企業との間で、社外における活動を行ったり、金銭的または職業上の利害関係をもったりしてはなりません。
- 個人的利益のために、会社のリソース（人・資金・情報や物などの資産等を含む）を使用、活用、参照しません。
- 会社の利益ではなく、個人的利益と受け取られるような贈答品や業務上の接待を行ってはけません。

2.13. 政府当局への正確な情報提供

基本姿勢

- 法令で求められる場合、規制当局やその他の政府当局に正確な情報を提供しなければなりません。いかなる場合でも、虚偽の説明を行ったり、説明を省くことは固く禁じられています。

<私たちの規範となる行動>

- 法令で求められる場合、規制当局やその他の政府当局に対して、適時に対応します。
- 規制当局やその他の政府当局に対して、誠実に、全面的に対応します。
- 規制当局や政府当局に誤解を与えたり、虚偽の情報を報告したりしません。

2.14. 人権の尊重

基本姿勢

- 研究開発、調達から商品・サービスの提供に至る全ての企業活動が、直接的または間接的に人権に影響を及ぼす可能性があることを理解し、強制労働・児童労働の禁止、結社の自由、差別の排除など、国際的に認められた人権を尊重します。
- 人権尊重の取り組みは、豊田自動織機グループの役員・社員等だけでなく、全てのビジネスパートナーにもご理解・ご協力いただくよう、働きかけます。
- 公正な賃金と協力的な労働環境を醸成するための措置を講じることを約束します。

＜私たちの規範となる行動＞

- 豊田自動織機グループの人権に関する方針を確認し、私たちの努力の積み重ねが、受容的で相互尊重の念に満ちた職場環境を築くことを理解し、人権の擁護に取り組みます。
- 違反があれば上司および人権担当部門および/または担当組織・責任者に報告します。
- 他人を思いやる気持ちを持ち、相手の人格やプライバシーを尊重します。
- あらゆるハラスメントを禁止し、社内規則に反する不当な言動を許しません。
- 人種・肌の色・国籍・民族・出身・信条・加盟政党・軍役経験・年齢・性別・性的指向・性自認・妊娠・障がい・疾病・遺伝などその他適用される法律で保護される分類や地位を理由とした、差別や嫌がらせをしません。
- 人身売買、奴隷労働、強制労働（児童労働を含む）を一切容認しません。
また、サプライヤーにこれらのコミットメントに従った行動を要請します。
- 私たちの事業に関連して差別や人権侵害に気付いた場合、止めるための行動をします。
- 詳細は、[豊田自動織機グループ人権方針](#)をご参照下さい。

2.15. リスク管理の徹底

基本姿勢

- 市民生活や企業活動に脅威を与えるテロ・サイバー攻撃・自然災害・感染症の蔓延、サプライチェーンリスクなどの多様化するリスクに備え、組織的な危機管理を徹底します。

＜私たちの規範となる行動＞

- 日頃から会社や自職場のリスクに対しアンテナを高く張り、リスクへの感度を高め、リスク情報の収集に努めます。
- 自職場や担当する業務で発生しうるリスクを把握し、職場の仲間と対策を検討、重点的に取り組むリスク項目を特定し、未然防止、リスクの最小化に努めます。
- リスクが発生した場合は、上司および関係部門・責任者に直ちに報告し、社内規則に従い適切な行動をとります。

3 各ステークホルダーとの関わり

3.1. お客さま

3.1.1.商品開発・生産の品質

基本姿勢

- 「お客さま志向」をいつも念頭におきながら、時流に先んずる研究と新たな価値の創造に努め、開発から生産、販売・サービスに至るまで、商品の品質と環境に十分配慮します。

<私たちの規範となる行動>

- 開発企画段階から、「現地・現物・現認」をモットーに、お客さまの声に真摯に耳を傾け、お客さまに期待されている機能・品質を念頭に研究開発を進めます。
- 製品関連・環境関連をはじめとする適用される法令や規格・基準、お客さまと合意した仕様を順守し、お客さまからの期待に応えた品質の商品・サービスを提供します。
- 製品開発、認証、生産の全段階において、透明性を確保することが極めて重要と考え、私たちは規制当局に真実かつ正確な情報とコミュニケーションを提供します。このコミットメントは、私たちの倫理とコンプライアンスの基準を支え、私たちの品質と誠実さに対するお客さまからの信頼を高めます。
- 品質保証⁵の基本をしっかりと理解し、お客さま志向のデザインレビューにより、全員の知恵を集め、問題を解決します。
- 品質/性能などの評価・試験・検査などにあたっては、お客さまと合意した実施方法や定められたルールに従って適切に実施し、記録を保管します。
- 作業を標準化し、ムダ・ムラ・ムリのない確実な作業を実施して、自工程で品質をつくり込み、不良品や作業ミスが発生したときは、プロジェクトやラインを止めて、不良品を後工程に流しません。

3.1.2.誠実な営業活動

基本姿勢

- 時流に先んずる研究と新たな価値の創造に努め、お客さまに満足していただける商品・サービスを提供します。
- 会社の代表であるとの自覚を持ち、謙虚な気持ちと感謝の念を持って誠実にお客さまと接します。

⁵ 品質保証：お客さまが安心して、満足して買うことができ、それを使用して安心感、満足感を持ち、しかも長く使用することができるといった品質を保証すること。

＜私たちの規範となる行動＞

- 「現地現物、観て、聴いて、提案する」を繰り返し、お客さまの関心ごとや困りごとを見つけ出すように努めます。
- 広告・宣伝については、関係法令を順守し、第三者の権利侵害などをしないように、事前確認を徹底します。また、他人を誹謗中傷する表現や、誤解を招く表現は用いず、事実に基づき、良識をもって行います。

3.2. 社員等

3.2.1. 健全で働きやすい職場

基本姿勢

- 一人ひとりが健全で働きやすい職場づくりの担い手であるという自覚をもち、豊田綱領の精神のもと行動します。

＜私たちの規範となる行動＞

- 豊田自動織機グループで働く者としての自覚を持ち、会社の理念・価値観を理解し、職場一丸となって誠実に仕事に取り組み、そして、社会の発展に貢献します。
- 社内外から貪欲に学び、積極的に自己成長に努め、自身の考え・能力を最大限に発揮し、改善や品質の向上、その他日々の仕事に取り組みます。
- 体裁を繕うことや見栄を張ることをせず、何事に対しても堅実に、真正面から本質に向き合い、問題を見つけたら放置せず立ち止まり真因を徹底して特定し、改善に取り組みます。
- 相互信頼と対等なパートナーシップをベースに、職場・会社の仲間たちの多様性を尊重し、お互いに思いやりをもって接し、協力し合いながら、一人ひとりの役割を全うします。
- 組織のあらゆるレベルにわたって、オープンで誠実かつ建設的なコミュニケーションを育む心理的安全性の高い職場環境（社員等が質問し、意見や懸念を表明する権限を与えられ、安心して、敬意と尊厳をもって互いに接することができる環境）をつくります。
- お客さま・地域の方々・株主の皆さまなどの全てのステークホルダー、そして私たちを取り巻くあらゆるものの支えに感謝し、日々の業務を行います。

3.2.2. 安全・健康

基本姿勢

- 豊田自動織機グループに働く一人ひとりは、豊田綱領の精神のもと、安全を全てに優先し、相互を思いやり、毎日笑顔で働ける誇りある職場づくりを目指します。

＜私たちの規範となる行動＞

- 私たちは、安全で健康な職場環境づくりに努めます。
- 作業・行動には必ず危険があることを認識し、自ら感受性をみがき、危険の発見と改善に努めます。
- 安全行動を実践していない人やルールを知らない人を見かけたら、思いやりを持って注意します。
- 常に、安全ビジョンに立ち返り、日々考え、行動します。
- 心身両面での健康状態を優先し、ウェルビーイングを高めます。

3.3. 取引先

3.3.1. 調達

基本姿勢

- サプライヤーを尊重し、長期的な視野に立って相互信頼に基づく共存共栄の実現に取り組みます。
- サプライヤーの決定にあたっては、全ての候補に対しその国籍または規模に関わらず門戸を開き、その総合的な強みに基づき判断します。

＜私たちの規範となる行動＞

- コスト上昇などの社会的変化を踏まえた取引価格・取引条件となるよう誠実に協議します。
- サプライヤーの決定にあたっては、品質・価格・納期・安全および経営の安定性・技術開発力に加え、法令順守・人権尊重（強制労働・児童労働の禁止を含む）・環境保全活動など社会的責任を果たしているかについても十分評価を行い、判断します。
- エージェントや代理人など、会社のために公務員や取引先の間に入り役務の提供を行うビジネスパートナーには、適用される法規制およびこの行動規範に定める原則を順守することにより、会社の信頼と価値観を維持することを要請します。
- 「グリーン調達」を推進し、環境負荷の少ない部品・材料・設備を調達します。
- 地域社会に貢献できるよう、地域のサプライヤーからの調達を推進します。
- 有事の際も、お客さまへの商品・サービスの提供を可能な限り早く再開できるよう、サプライヤーの事業継続計画（BCP）推進を支援します。
- サプライヤーには、理解と共感のもと、この行動規範の重要事項を織り込んだ「仕入先サステナビリティガイドライン」へ取り組んでいただくよう、積極的に働きかけます。
- 私たちは、持続可能な調達の実践に取り組んでいます。意思決定において環境、社会、経済的影響を意識的に考慮し、責任ある事業活動を行います。

3.4. 株主

3.4.1. 企業広報・IR

基本姿勢

- 企業活動を通じて社会課題の解決に貢献する姿を、広く社会に理解いただけるよう積極的かつ公正な情報発信を行います。同時に、社会の声に耳を傾け、継続的なコミュニケーションを通じ、ステークホルダーとの良好な関係を維持します。
- 株式市場の声を拾い、フェアディスクロースを基本とし、適用される法令を順守する情報開示を行います。
- また、株主・投資家との積極的な対話を通じ、豊田自動織機グループへの理解促進と企業価値向上に努めます。

<私たちの規範となる行動>

- 自らの言動が、会社の広報活動の一翼を担っているとの自覚を持ち、一人ひとりが高い倫理観に基づいて、節度ある行動を心がけます。
- 財務状況・業績・事業活動の内容等企業経営全般にわたり、社会的に有用な情報の積極的かつ公正な発信に努めます。
- ステークホルダーからの問い合わせに対する回答は、公正性に留意しつつ適切・迅速に対応します。
- 誤った情報や不確かな情報は発信しません。
- 強固なコーポレートガバナンスへの取り組みを堅持し、株主の利益を保護・促進します。

3.5. 地域社会・グローバル社会

3.5.1. 環境保全

基本姿勢

- 豊かな自然を将来世代に引き継ぎ、地球と調和した豊かな暮らしを実現する持続可能な社会を目指して、事業活動全般を通して環境保全に努め、環境と経済を両立する技術の開発と普及に取り組みます。

<私たちの規範となる行動>

- 職場におけるエネルギー効率やムダの低減に取り組むとともに、商品のライフサイクル全体を通して、省エネルギー性能を追求した商品開発に努めます。
- 廃棄物の削減と資源・エネルギーの有効活用のため、3R（リデュース・リユース・リサイクル）に配慮した商品開発および生産活動に努めます。
- 事業活動において自然共生を意識し、生物多様性に影響を及ぼす環境負荷を低減するよう努めます。
- 環境を保全する自発的な行動に努めるとともに、家族や地域社会へも取り組みの輪を広げられるよう心がけます。

3.5.2. 社会貢献活動

基本姿勢

- 社会・地球の調和のとれた持続可能な発展に貢献するために、各国の文化・慣習・歴史を尊重しながら、積極的に社会貢献活動を行います。
- 地域社会およびステークホルダーとの丁寧なコミュニケーションを通して、事業活動を行う地域や、様々な関係者のニーズに応じた活動に取り組みます。

<私たちの規範となる行動>

- 社会課題へ関心を持ち、自分にできることは何かを考え、積極的に社会貢献活動に参加します。
- 企業も地域社会の一員であることを認識し、地域住民としての責務を果たします。
- 仲間のボランティア活動を応援し、一人ひとりが活動に参加しやすい風土づくりに努めます。
- ボランティア、チャリティなど、地域社会で果たす積極的な役割を奨励し、称賛します。
- 全ての寄付およびスポンサーシップは、慈善寄付やスポンサーシップに関し適用される法令および社内方針に準拠する必要があります。

4 豊田自動織機グループサステナビリティ方針

4.1. はじめに

私たち（株式会社豊田自動織機およびその子会社）は、「豊田綱領」および「基本理念」に基づき、グローバル企業として、各国・各地域でのあらゆる企業活動を通じて社会・地球の調和のとれた持続可能な発展に貢献します。

私たちは、持続可能な発展のために、全てのステークホルダーを重視した経営を行い、オープンで公正なコミュニケーションを通じて、ステークホルダーとの健全な関係の維持・発展に努めます。

私たちは、取引先がこの方針の趣旨を支持し、それに基づいて行動することを期待します。

4.2. コンプライアンス

- 私たちは、国内外・国際的な法令・ルールおよびそれらの精神を遵守し、各国・地域の文化・慣習・歴史を尊重しつつ、高い倫理観をもって、誠実、健全かつ公正な企業活動に努めます。
- 私たちは、競争法、贈収賄規制法、輸出規制法、知的財産保護法、個人情報を含むデータ保護法などに関わる法令違反行為に関与しません。

4.3. 人権の尊重

私たちは、「国際人権章典」や「労働における基本的原則及び権利に関する国際労働機関（ILO）宣言」などの各種国際規範を踏まえ、企業活動を取りまく全ての人々の人権を尊重します。

4.4. リスク管理の徹底

私たちは、市民生活や企業活動に脅威を与えるテロ、サイバー攻撃、自然災害、感染症の蔓延、サプライチェーンリスクなどの多様化するリスクに備え、組織的な危機管理を徹底します。

4.5. 経営トップの役割

経営トップは、本方針の精神の実現に向け、自ら率先垂範の上、実効あるガバナンスを構築し、グループ各社への周知徹底に努めます。また、本方針に反するような事態が発生したときには、経営トップが率先して問題解決、原因究明、再発防止などに努め、その責任を果たします。

4.6. 各ステークホルダーとの関わり

4.6.1. お客さま

私たちは、「お客さま第一」という信念に基づき、世界中の人々の生活を豊かにするために、お客さまの様々な期待に応える革新的・安全かつ高品質な商品とサービスを開発・提供します。

4.6.2.従業員

- 私たちは、「企業活動の成功は、従業員一人ひとりの個性と能力を伸ばし、全体の総合力を発揮することによってこそ達成される」との信念のもと、従業員を尊重し、個々人の成長を支援します。
- 私たちは、均等な雇用機会を提供するとともに、従業員の多様性を確保し、職場力の強化に努力します。
- 私たちは、従業員に対し公正な労働条件を提供し、安全かつ健康的な労働環境を維持・向上するよう努めます。
- 私たちは、従業員との誠実な対話と協議を通じ、「相互信頼・相互責任」の価値観を構築し共に分かち合います。そして、従業員と会社がお互いに繁栄するよう共に努力します。

4.6.3.取引先

- 私たちは、サプライヤー・販売店などの取引先を尊重し、長期的な視野に立って相互信頼に基づく共存共栄の実現に取り組めます。
- 私たちは、取引先の決定にあたっては、全ての候補に対しその国籍または規模に関わらず門戸を開き、その総合的な強みに基づき判断します。

4.6.4.株主

- 私たちは、株主の利益のために、長期安定的な成長を通じ企業価値の向上を目指します。
- 私たちは、株主および投資家に対して、企業情報の適時かつ適正な開示を行い、対話に努めます。

4.6.5.地域社会・グローバル社会

- 環境
 - 私たちは、あらゆる企業活動を通じ環境保全に努め、環境と経済を両立する技術の開発と普及に取り組むとともに、社会の幅広い層との連携を図り、地球温暖化防止、生物多様性の保全など、環境との調和ある成長を目指します。
- 社会
 - 私たちは、各国の文化・慣習・歴史および法令を尊重し、それぞれの地域社会から信頼される経営を実践します。
 - 私たちは、安全でクリーンかつ社会のニーズを満たす優れた技術を常に追求します。
- 社会参画と発展への貢献
 - 私たちは、社会との共生をめざし、企業活動を行うあらゆる地域において、独自にまたはパートナーと協力して、コミュニティの成長と豊かな社会づくりに参画し、その発展に貢献します。

【豊田自動織機グループ行動規範】2024 年7月（初版）

別紙1 日本国内向け追記行動規範

1.1.各ステークホルダーとの関わり（日本国内向け）

1.1.1 交通安全

基本姿勢

- 交通事故のない社会づくりを目指し、社員一人ひとりの交通安全意識の向上に、積極的に取り組みます。

<私たちの規範となる行動>

- 自身の責任を自覚して交通法規・マナーを遵守し、SHOKKI 運転を実践します。
【SHOKKI 運転】
S：スピードを出さない
H：早めの出発
O：思いやり運転
K：交差点で危険予知
K：後部座席もシートベルト
I：飲酒運転は厳禁（車も、バイクも、自転車も）
- 譲り合いの心を持ち、歩行者・自転車（交通弱者）の保護に努めます。
- 職場における交通安全の風土づくり・啓発に努めます。

1.1.2 反社会的勢力との関係遮断

基本姿勢

- 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切関係を遮断します。
- 不当要求を受けた場合には、警察や適切な関係窓口と連携し、有効な対策を実行します。
- 自分自身や会社を危険にさらす可能性のある状況において、責任を持って安全に行動することは、我々すべての責任です。

<私たちの規範となる行動>

- 基本原則「三ない（金を出さない、利用しない、恐れない）運動＋プラス1（交際しない）」を実践します。
- 反社会的勢力への利益供与や不正な資金洗浄（マネーロンダリング）などの反社会的行為に関与しません。
- 反社会的勢力と遭遇した場合は、担当部門へ速やかに報告するとともに、必要に応じて担当部門を通じ現地の警察に通報します。
- 業務上、不当要求を受けた場合、上司へ報告し、社内の関係部門と連携の上、対応します。

1.1.3 政治・宗教活動

基本姿勢

- 会社の事前承諾なしに、豊田自動織機の名で、政治・宗教活動に参加しません。
- 政治的ロビー活動は、法令および規則に従います。

<私たちの規範となる行動>

- 政治・宗教活動については、公私のけじめをつけ、職務の遂行に支障をきたす行為は行いません。
- 無許可の政治・宗教活動は会社施設内で行いません。
- 情報公開、報告、登録の要件など、政治的ロビー活動に関する規則を理解し、従います。

別紙2 株式会社エスケーエム 担当者/担当部門リスト

コンプライアンス担当部門※		※コンプライアンス担当部門は、行動規範全般に関する問い合わせの窓口です。もし個々の項目以外の全般的な相談・困りごとがあれば左記担当部門にご連絡ください
経営管理部（事務局担当）		
目次番号	項目	担当部門
1	はじめに	—
1.1.	行動規範の位置付け	経営管理部経営企画室
1.2.	対象者	経営管理部経営企画室
1.3.	期待	—
1.3.1.	あなたの責務	経営管理部経営企画室
1.3.2.	倫理的行動と法令順守（コンプライアンス）	経営管理部経営企画室
1.3.3.	懸念の報告と処理	経営管理部経営企画室
1.4.	この行動規範に反する行為	安全総務部人事企画室
2	コンプライアンス	—
2.1.	独占禁止法の順守	経営管理部経営企画室
2.2.	贈収賄の防止	経営管理部経営企画室
2.3.	経済制裁措置への対応/輸出入管理	経営管理部経営企画室
2.4.	環境関連法規の順守	安全総務部
2.5.	知的財産権の尊重	経営管理部経営企画室
2.6.	個人情報保護	安全総務部人事企画室
2.7.	記録保管	各法令主管部門／経営管理部経営企画室
2.8.	機密情報の保護	安全総務部安全総務室
2.9.	インサイダー取引の防止	経営管理部経営企画室
2.10.	適切な会計処理・納税	経営管理部経理室
2.11.	会社資産の保護	安全総務部安全総務室
2.12.	利益相反の回避	経営管理部経営企画室
2.13.	政府当局への正確な情報提供	各法令主管部門／経営管理部経営企画室
2.14.	人権の尊重	安全総務部人事企画室
2.15.	リスク管理の徹底	各法令主管部門／経営管理部経営企画室
3	各ステークホルダーとの関わり	—
3.1.	お客さま	—
3.1.1.	商品開発・生産の品質	※品質保証部門 不在（各事業部門／経営管理部経営企画室）
3.1.2.	誠実な営業活動	各事業部門／経営管理部経営企画室
3.2.	社員等	—
3.2.1.	健全で働きやすい職場	安全総務部人事企画室
3.2.2.	安全・健康	安全総務部安全総務室
3.3.	取引先	—
3.3.1.	調達	経営管理部経営企画室
3.4.	株主	—
3.4.1.	企業広報・IR	経営管理部経営企画室
3.5.	地域社会・グローバル社会	—
3.5.1.	環境保全	安全総務部安全総務室
3.5.2.	社会貢献活動	安全総務部安全総務室
4	豊田自動織機グループサステナビリティ方針	経営管理部経営企画室
別紙1	日本国内向け追記コンプライアンス事項	—
1.1.	各ステークホルダーとの関わり（日本国内向け）	—
1.1.1.	交通安全	安全総務部安全総務室
1.1.2.	反社会的勢力	安全総務部安全総務室
1.1.3.	政治・宗教	安全総務部
別紙2	豊田自動織機 担当者/担当部門リスト	経営管理部経営企画室
別紙3	エスケーエム 追記コンプライアンス事項	—
1.1.	各種業法の順守	経営管理部経営企画室

内部通報窓口

①企業倫理相談窓口（中山共同法律事務所） Tel: 052-973-3415 Mail: shokki_helpline@nba.tcp-ip.or.jp
 ②社内相談窓口 安全総務部人事企画室 Tel: 0566-27-5233 Mail: skm_soudan@skm-t.co.jp

別紙3 エスケーエム 追記コンプライアンス事項

1.1.各種業法の順守

基本姿勢

- 事業活動を行うに当たり、守るべき業法の内容を十分に理解し、業法・規制・基準および社内ルールを順守します

＜私たちの規範となる行動＞

- 業務を遂行する際は、関連する業法の確認を行い、以下の事項を行います
 - 事業の許認可および業務に従事する者の免許・資格の取得
 - 業務遂行に必要な体制整備（責任者・管理者・技術者・作業主任者等の選任・配置）
 - 事業場への必要器具備品の備付
 - 監督官庁への届出・登録・報告などの実施
 - 免許・登録・体制表・連絡先などの掲示
 - 有資格者による作業の実施
 - お客様への必要書類の提示・提出
 - 帳簿などの記録類の作成・保管 等
- 会社は、各業法毎に担当部署を定め、以下の事項を行います
 - 登録事項に変更があった場合、速やかに監督官庁へ届出
 - 法の改正など運用に関する最新情報を入手し、関係者への周知
 - 社内ルールの整備・見直しと関係者への周知
- 会社は、定期的（1回/年 以上）に各種業法に対する順守状況を確認します
- 詳細は、別途定める「当社事業に関わる各種業法の一覧」を参照ください

